

「南信州民俗芸能」ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「南信州民俗芸能」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、ロゴマークとは別記のロゴマークパターンをいう。

(権限)

第3条 ロゴマークに関する一切の権限は、南信州民俗芸能継承推進協議会（以下「協議会」という。）に属する。

(使用の承諾)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ協議会長の承諾を受けなければならない。

2 前項の規定は使用者および使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- (1) 協議会の構成団体が継承推進の目的で使用するとき
- (2) 国または地方公共団体が継承推進の目的で使用するとき
- (3) 学校教育法第1条に規定する学校が、教育目的に使用するとき
- (4) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用するとき
- (5) その他公益上の観点から協議会長が適当と認めるとき

(使用の契約)

第5条 ロゴマークを商標として商品・役務に使用するときは、使用者は協議会と使用権に係る契約を締結しなければならない。

(使用の申込み)

第6条 ロゴマークを使用しようとする者（前条の場合を除く）は、使用申込書（様式1）に次の各号に定める書類を添えて協議会長に提出し、その承諾を得るものとする。

- (1) 企業・団体の概要等、申込者の事業内容がわかる資料
- (2) ロゴマークの使用内容がわかる企画書等
- (3) その他協議会長が必要と認める書類

(使用承諾の基準等)

第7条 協議会長は、前条に規定する申込書を受理した場合は、その内容を審査し、当該使

用が南信州の民俗芸能の継承推進やそのための機運醸成に寄与すると認められるとき、使用を承諾するものとする。

2 ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、協議会長はこれを承諾しないものとする。

- (1) 南信州の民俗芸能および協議会の信用又は品位を傷つけるおそれがある場合
- (2) 地域住民の利益を害するおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想等の活動に利用されるおそれがある場合
- (4) 法令及び公序良俗に反するおそれがある場合
- (5) その他承諾することを協議会長が不相当と認めた場合

3 協議会長は、ロゴマークの使用を承諾するときは、ロゴマーク使用（使用変更）承諾書（様式2）により、使用申請者に通知するものとする。

（使用承諾の条件）

第8条 協議会長は、前条の使用承諾に際し必要があると認める場合には、ロゴマークの使用方法その他について、条件を付することができる。

（使用上の遵守事項）

第9条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 協議会長が承諾した使用内容に限定して使用すること。
- (2) ロゴマークの一部のみを使用したり、又は変形したり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし、協議会長が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (3) 承認に係る物品等の完成品を協議会長に提出すること。

（承諾内容の変更等）

第10条 ロゴマークを使用する者が、使用承諾の内容について変更しようとする場合は、あらかじめロゴマーク使用変更申込書（様式3）を協議会長に提出し、その承諾を得なければならない。

（承諾の取消し等）

第11条 協議会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用承諾を取消し、ロゴマークを使用する者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) ロゴマークを使用する者が、この規程に違反した場合
- (2) ロゴマークを使用する者が、使用承諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他ロゴマークの使用の継続が不相当であると認められた場合

2 協議会長は、ロゴマークを使用する者に、ロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性)

第12条 ロゴマークの使用は非独占的になされるものとする。

(経費等の負担)

第13条 協議会は、本規程によりロゴマークの使用の承諾を行った事業に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第14条 協議会は、ロゴマークの使用に係る損失補償等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第15条 本規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、協議会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年8月19日から施行する。